○経済産業省告示第二百九号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、ユーラシア経済共同体の標章を次のように指定したので、告示する。

平成二十二年九月六日

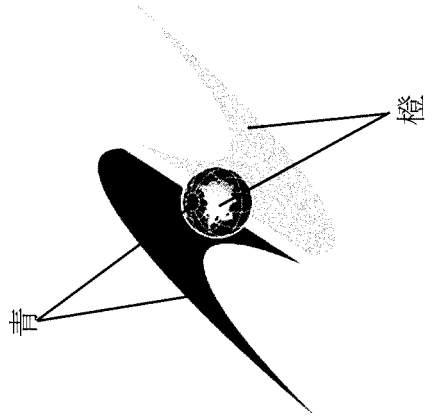
経済産業大臣　直嶋　正行

一　ユーラシア経済共同体

二　EURASIAN ECONOMIC COMMUNITY

三　EurAsEC

四



公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年９月６日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成22年４月28日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ユニアデックス株式会社　入部　　泰　東京都江東区豊洲１―１―１　国土交通大臣許可（特―21）第21027号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成22年４月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年９月６日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成22年４月30日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ハイランドテクノ株式会社　大塚　慶二　東京都文京区本郷２―27―16　国土交通大臣許可（般―18）第21609号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成22年４月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年９月６日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成22年４月27日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社長谷工スマイルコミュニティ　篠木　利男　東京都千代田区外神田６―５―12　国土交通大臣許可（般・特―17）第8226号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、左官工事業、電気工事業、鋼構造物工事業、防水工事業、内装仕上工事業、造園工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業、管工事業及び塗装工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成22年４月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年９月６日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成22年４月28日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　丸紅不動産販売株式会社　太田　俊一　東京都港区芝５―20―６　国土交通大臣許可（般・特―20）第22799号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（内装仕上工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成22年４月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年９月６日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成22年４月14日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社大沼設備　大沼　健治　埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保新田773―１　国土交通大臣許可（般―21）第21833号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成22年４月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年９月６日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成22年５月10日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社トラストホーム　浅海　　功　東京都町田市金森431　国土交通大臣許可（般―18）第21854号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成22年５月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年９月６日

関東地方整備局長　菊川　　滋